

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(傍線の部分は改正部分)

I 技術基準省令

改正案	現行	備考
(表紙)	(表紙)	
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書</u> 心得	海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備検査心得</u>	
(目次)		
海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書</u> に関する技術上の基準等に關する省令	海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備に關する技術上の基準等に關する省令</u>	
(凡例)	(凡例)	
4 技術基準省令 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書</u> に關する規則	4 技術基準省令 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備の検査等に關する規則</u> に関する省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)	
検査規則 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書</u> の検査等に關する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号)	検査規則 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備の検査等に關する規則</u> (昭和 58 年運輸省令第 39 号)	
検査心得 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書</u> 検査心得	検査心得 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備検査心得</u>	
検査の方法 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書	検査の方法 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書	

等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査の方法	等及び大気汚染防止検査対象設備検査の方法
(表題) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書に関する省令技術上の基準等に関する省令	(表紙) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令
1.2 (a) 基準の適用に当たつて特に区分されている場合を除き、原油・精製油・運搬船の原油又は精製油の輸送の用に供されるタンカーであつて航海の態用によつてはいざれか一方又は両方を輸送するものは、原油タンカーに含まれる。	1.2 (a) 「原油タンカー」とは、専ら原油のみの輸送に供されるタンカーをいい、精製油運搬船以外のタンカーをいう。また、基準の適用に当たつて特に区分されている場合を除き、原油・精製油運搬船(原油又は精製油の輸送の用に供されるタンカーであつて航海の態用によつてはいざれか一方又は両方を輸送するものは、原油タンカーに含まれる。)
第 11 章 挥発性生物質放出防止措置手引書 (揮発性生物質放出防止措置手引書)	第 11 章 挥発性生物質放出防止措置手引書 (新設)
46.1 (a) 挥発性生物質放出防止措置手引書(以下本条において「手引書」といふ。)の標準様式については、附属書[15]によること。	附属書[15]には、揮発性生物質放出防止措置手引書を添付する。
(b) 本項第1号は、当該原油タンカーの船舶職員が使用する言語により手引書が作成されるべきであることを規定したものである。	(新設)
(c) 30.0(b)の規定は、本項について準用する。	内航船にあつては、外国人船員との混乗が認められないため、船舶職員が使

		用する言語は、必然的に日本語となる。
(d)	本項第2号イの「原油の積込み若しくは取卸しの作業中又は原油の輸送中において原油の取扱いに関する作業を行う者」とは、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者であって、船舶内で当該作業を行う者をいう。	(新設)
(e)	本項第2号イの「揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項」には、揮発性有機化合物質(以下「VOC」という。)の放出を防止する、又は最小化するための手順、貨物艤、自動呼吸弁、貨物艤通風装置及びイナートガスシステム等のうち、VOCの放出の防止に係る設備の情報(要目、設定値等)並びに教育プログラムが含まれていること。	(新設)
(f)	本項第2号ロの「貨物艤原油洗浄設備の取扱いに関する作業を行う者」とは、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者であって、船舶内で当該作業を行う者をいう。	(新設)
(g)	本項第2号ロの「揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項」には、VOCの放出を防止する、又は最小化するための貨物艤原油洗浄に係る作業手順、貨物艤原油洗浄設備に関する情報並びに教育プログラムが含まれていること。	(新設)
46.2 (a)	手引書は、貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行う者が直ちに参照できる場所(例えば、船舶職員、部員等が見やすい船橋等の場所)に備え置き、又は掲示しておくこと。	(新設)

II 検査規則

改正案 (表紙)	現行 (表紙)	備考
II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾薬生物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則 (表題)	II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則 (表題)	
II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び弾薬生物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則 (原動機の種類及び出力の基準)	II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則 (放出量確認対象原動機)	
1-2.0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認の対象原動機には該当しない。 (1)・(2) (略)	1-2.0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認対象原動機には該当しない。 (1)・(2) (略)	
(塗素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認の申請等)		
1-5.1 (a) 法第19条の4第1項第2号の承認は、陸上における試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)の成果により塗素酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、放出量確認又は船舶における放出量確認に相当する確認を受けずに試験等を実施する合理的な理由のある場合に行うものとする。	(新設)	
(b) (a)の承認に係る取扱いについては、附属書〔3〕によること。 (承認証の前置き)	(新設)	
1-5.3.0 (a) 船舶所有者以外の者が承認証の交付を受けた場合には、船舶所有者に承認証の船舶内への前置きを依頼すること。	(新設)	

	(特別の用途)		
1-5.6.0 (a)	「その他国土交通大臣が定める用途」については、同条の用途を定める告示(平成17年2月1日付け国土交通省告示第121号)において、以下のように規定されている。	1-2.0 (b)	第3号の「その他の国土交通大臣が定める用途」については、同号の用途を定める告示(平成17年2月1日付け国土交通省告示第121号)において、以下のように規定されている。
	～～五 (略)		～～五 (略)
1-6.0 (a)	(設置前の原動機の改造)	1-5.0 (a) (略)	(設置前の原動機の改造)
1-7-2.0 (a)	(窓素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等)	1-5.0 (a) (略)	(窓素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機の使用に係る承認の申請等)
1-10.0 (a)	法第19条の9第1項第3号の承認は、陸上における試験等の成果により窓素酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために原動機取扱手引書に従わなし運転をする合理的な理由のある場合に行うものとする。	1-10.0 (a)	放出量確認等申請書の添付書類については、「原動機の放出量確認等業務要領(平成17年3月31日付け国海安第165号)」中、IV事務取扱要領関係を参照すること。
	(b) (a)の承認に係る取扱いについては、附属書〔3〕によること。		(b) (a)の承認に係る取扱いについては、附属書〔3〕によること。
	(添付書類)		(添付書類)
1-10.0 (a)	放出量確認等申請書の添付書類については、「原動機の放出量確認等業務要領(平成22年6月28日付け国海安第57号)」中、IV事務取扱要領関係を参照すること。	1-10.0 (a)	放出量確認等申請書の添付書類については、「原動機の放出量確認等業務要領(平成17年3月31日付け国海安第165号)」中、IV事務取扱要領関係を参照すること。
	(国際大気汚染防止原動機証書の返納)		(国際大気汚染防止原動機証書の書換え)
1-15.0 (a) (略)	委嘱検査申請書	1-15.0 (a) (略)	貴局において〇〇検査受検中の物件の一部について、〇〇運輸局長の委嘱検査を受けたいので海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び渦巻性物質放出防止措置手引書の検査に関する規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。
	第2節 検査の申請手続き		第2節 検査の申請手続き

(検査の申請)		(検査の申請)	
5.0	(a) 検査の申請は、第18条に規定する区分ごとに行うこと。ただし、複数の区分に係る検査の申請を同時にを行う場合(例えば、有害液体物質ばら積船又はタンカー兼有害液体物質ばら積船が二つの区分を同時に受検する場合が該当する。)には、1枚の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止装置及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査申請書で申請しても差し支えない。	5.0	(a) 検査の申請は、第18条に規定する区分ごとに行うこと。ただし、複数の区分に係る検査の申請を同時にを行う場合(例えば、有害液体物質ばら積船又はタンカー兼有害液体物質ばら積船が二つの区分を同時に受検する場合が該当する。)には、1枚の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止装置及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査申請書で申請しても差し支えない。
5.1	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書検査申請書の記載については、次のとおり取り扱うこと。 (1)～(5) (略)	5.1	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書の記載については、次のとおり取り扱うこと。 (1)～(5) (略)
5.2	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書臨時航行検査申請書の記載については、次のとおり取り扱うこと。 (臨時検査)	5.2	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備臨時航行検査申請書の記載については、次のとおり取り扱うこと。 (臨時検査)
15.2	(a) 本項第1号の直ちにるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書等の標準格式中「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」に係る変更をいう。 また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章 排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。 (b) 本項第2号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性生物質放出防止措置手引書の標準格式中第6章「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章 その他参考図面」に係る変更以外の変更をいう。	15.2	(a) 本項の直ちにるべき措置に関する事項の変更とは、海洋汚染防止緊急措置手引書等の標準格式中「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」に係る変更をいう。 また、機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更とは、当該「第3章 排出の制御」のうち「表2 油防除部署配置表」に係る変更をいう。 (新設) (b) 本項第2号の揮発性有機化合物質の放出を防止するために遵守すべき事項の変更とは、揮発性生物質放出防止措置手引書の標準格式中第6章「6.2 本船の実施責任者」及び「第8章 その他参考図面」に係る変更以外の変更をいう。
15.3	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止装置及び揮発性生物質放出防止措置手引書等及び大気汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止装置及び揮発性生物質放出防止措置手引書等及び大	15.3	(a) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止装置及び揮発性生物質放出防止措置手引書等及び大気汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大

<p>汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の設置を一定期間猶予されている場合であって一定期間経過後設置義務が生ずる場合は、本項第1号の「その他の事由」(例えば、係船中となる場合等。)に該当する。</p> <p>この場合において、設置義務が生ずる時期を明確にするため、あらかじめ臨時検査として指定して差し支えない。</p>	<p>(b)</p> <p>本項第3号の「海洋汚染防止緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の全部又は一部の取替え又は取り外し」は、本項第1号に規定されているとおり「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」に限定される。ただし、第3章のうち「表2 油防除部署配置表」に係る取替え又は取り外しは、機器に影響を及ぼすおそれのない軽微なものであり、臨時検査事由に該当しない。また、第1号の変更についても、同様である。</p> <p>なお、特に「第1章 総則」、「第2章 通報手続」、「第3章 排出の制御」及び「第4章 国との調整」について、内容が全く同一である取替えが行われた場合であっても、検査制度の一貫性を図るために、当該部分が技術基準に適合していることを再度確認する必要があることから、臨時検査事由に係らしめることが認めたものである。</p>
<p>15.6 (a)</p> <p>本項の「受けるべき」とは、臨時検査を受けるべき場合に、臨時検査を受けるべき事項を含めて定期検査、第1種中間検査又は第2種中間検査を受けるときをいい、あらかじめ海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査申請書の備考欄にこの旨を記載させること。</p> <p>なお、定期検査、第1種中間検査又は第2種中間検査の受検中に、船舶の用途、航行する海域等の変更に伴つて、新たに臨時</p>	<p>15.6 (a)</p> <p>本項の「受けるべき」とは、臨時検査を受けるべき場合に、臨時検査を受けるべき事項を含めて定期検査、第1種中間検査又は第2種中間検査を受けるときをいい、あらかじめ海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査申請書の備考欄にこの旨を記載させること。</p> <p>なお、定期検査、第1種中間検査又は第2種中間検査の受検中に、船舶の用途、航行する海域等の変更に伴つて、新たに臨時</p>

に、船舶の用途、航行する海域等の変更に伴つて、新たに臨時検査を受けるべき事項が生じた場合は、当該事由を記載した変更届を提出させ、臨時検査を受けるべき事項に係る検査を当該検査の一環として取り扱つて差し支えない。		検査を受けるべき事項が生じた場合は、当該事由を記載した変更届を提出させ、臨時検査を受けるべき事項に係る検査を当該検査の一環として取り扱つて差し支えない。
(臨時航行検査)		(臨時航行検査)
16.0 (a) 法第19条の41第1項の「有効な海洋汚染等防止証書を受有していない」とは、次の場合をいう。 (1)・(2) (略) (3) 法第19条の40の規定により海洋汚染等防止証書の効力が停止されているとき。	16.0 (a) 法第19条の41第1項の「有効な海洋汚染等防止証書を受有していない」とは、次の場合をいう。 (1)・(2) (略) (3) 法第19条の40の規定により海洋汚染等防止証書の効力が停止されているとき。	この場合において、「効力が停止されているとき」とは、地方運輸局長が中間検査又は臨時検査の結果、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書</u> が技術基準に適合していないと認め、その旨を検査申請者に文書で通知したときから、技術基準に適合することになったと認めることまでの間をいい、単に受検中(検査設計検査を除く。)に着手したとき以後をいう。以下同じ。)であるときは、含まないものとする。
この場合において、受検中に回航の必要が生じた場合は、海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、他の港で法定検査船舶安全部による検査若しくは検定又は船舶法による総トン数の測度を含む。)を受けたための回航を認めることとし、その取扱いは次のとおりとする。 (イ)～(ホ) (略)	この場合において、受検中に回航の必要が生じた場合は、海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、他の港で法定検査船舶安全部による検査若しくは検定又は船舶法による総トン数の測度を含む。)を受けたための回航を認めることとし、その取扱いは次のとおりとする。 (イ)～(ホ) (略)	内容の変更はない。
19.3 (a) 海洋汚染等防止検査手帳は、海洋汚染等防止証書の区分にかかわらず、初めて海洋汚染等防止証書を交付するときに交付す	19.3 (a) 海洋汚染等防止検査手帳は、海洋汚染等防止証書の区分にかかわらず、初めて海洋汚染等防止証書を交付するときに交付す	

<p>することとする。したがって、すでに油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書について海洋汚染等防止証書の交付を受け、かつ、海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けている船舶が、用途の変更により、有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体物質手引書に係る海洋汚染等防止証書の交付を受ける場合は、海洋汚染等防止検査手帳を再交付する必要はない。</p>	<p>(海洋汚染等防止証書の有効期間の満了)</p> <p>22.1 (a) 本項の「定期検査を受けた場合」とは、地方運輸局長が、定期検査の結果、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び<u>大気汚染防止検査対象設備が技術基準に適合する、又は適合していないと認めた場合をいい、単に受検中であるときは含まないものとする。</u> この場合において、受検中に回航の必要が生じた場合は、海洋環境の保全に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、他の港で法定検査(船舶安全法による検査若しくは検定又は船舶法による総トン数の測度を含む。)を受けるための回航を認めることとし、その取扱いは次のとおりとする。 (1)～(3) (略)</p>
---	--

30.4 (c) 海洋汚染等防止証書の裏面の記載は、次のとおりとする。	30.4 (c) 海洋汚染等防止証書の裏面の記載は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <td>臨時変更事項</td> <td>この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、<u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発生物質放出防止措置手引書</u>の検査等に関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>平成年月日</td> <td>地方運輸局長印</td> </tr> </table>	臨時変更事項	この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発生物質放出防止措置手引書</u> の検査等に関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。	平成年月日	地方運輸局長印	<table border="1"> <tr> <td>臨時変更事項</td> <td>この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び<u>大気汚染防止検査対象設備の検査等にに関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。</u></td> </tr> <tr> <td>平成年月日</td> <td>地方運輸局長印</td> </tr> </table>	臨時変更事項	この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備の検査等にに関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。</u>	平成年月日	地方運輸局長印
臨時変更事項	この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発生物質放出防止措置手引書</u> の検査等に関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。								
平成年月日	地方運輸局長印								
臨時変更事項	この証書は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び <u>大気汚染防止検査対象設備の検査等にに関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。</u>								
平成年月日	地方運輸局長印								
34.1 (b) 交付要請があつた場合には、本条第2項並びに第45条第1項から第3項及び第5項の規定により、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書、 <u>大気汚染防止検査対象設備及び揮発生物質放出防止措置手引書</u> の検査に係る手数料納付書を提出させること。	<p>34.1 (b) 交付要請があつた場合には、本条第2項並びに第45条第1項から第3項及び第5項の規定により、海洋汚染防止設備等及び<u>海洋汚染防止緊急措置手引書及び大気汚染防止検査対象設備の検査等にに関する規則第30条第4項の規定により、平成年月日から平成年月日までの間は、上記のとおり書き換えられているものとみなす。</u>の検査に係る手数料納付書を提出させること。</p> <p>この場合において、法第19条の53の検査に係る手数料には、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書の交付に係る手数料が含まれている。</p>								
(削除)	<table border="1"> <tr> <td>第4章 船級協会</td> <td>改正届け出た 施行規則心得に移記</td> </tr> </table>	第4章 船級協会	改正届け出た 施行規則心得に移記						
第4章 船級協会	改正届け出た 施行規則心得に移記								
(削除)	<table border="1"> <tr> <td>(A) 法第19条の46第2項に規定されているとおり、船級協会が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備について検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)は、当該船級を維持している間は、国土交通大臣が法定検査を行い、技術基準に適合</td> </tr> </table>	(A) 法第19条の46第2項に規定されているとおり、船級協会が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備について検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)は、当該船級を維持している間は、国土交通大臣が法定検査を行い、技術基準に適合							
(A) 法第19条の46第2項に規定されているとおり、船級協会が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備について検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)は、当該船級を維持している間は、国土交通大臣が法定検査を行い、技術基準に適合									

	<p>すると認めたものとみなされている。</p> <p>したがって、無線電信等一部の事項についてはみなされない部分が渡る船舶安全法と異なり、海洋汚染等防止法においては、船級船が船級を維持している間は、国土交通大臣が行う法定検査を受け、すべての事項について合格したものとみなされる。このため、船級船以外の船舶については、定期検査又は臨時航行検査の申請を行い、これに合格すると自動的に海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書が交付されるが、船級船については、検査申請の代わりに当該証書の交付申請が必要であることから、これに係る手續が検査規則に規定されている。(19.1(a)及び24.1(a)参照)</p>
(削除)	<p>(B) 船級協会の行う検査は、船級協会の「船級の登録及び検査に関する規程」により、登録検査(第1回定期検査に相当)、定期検査(第2回目以降の定期検査に相当)、中間検査及び臨時検査(以下「船級検査」という。)と定められており、法定検査である臨時航行検査が、船級協会では行われていない。これは、法第19条の46第2項の規定と異なるものであるが、そもそも船級制度は、一定の期間船級を維持することを前提として考えられているものであることから、短期間の臨時的な航行に供するための臨時航行検査とは若干異なることによると解される。しかし、必要であれば、短期間の船級を取得するために、登録検査を受けることは可能であり、この場合において、当該登録検査が臨時航行検査に相当するものと解される。</p> <p>したがって、内航非自航船を短期間国際航海に従事させる場合には、船舶所有者の判断により、船級協会の行う登録検査(海上試運転を伴わない登録検査に限る。例えば、当該内航非自航船が船舶安全法において、すでに船級協会の行う登録検査を受け、船級を維持している場合であって新たに短期間国際航海に</p>

	<p>従事させる必要が生じ、海鮮汚染等防止法において検査対象船に該当する場合は、登録検査の際に海上試運転が省略される。)を受けること、又は国土交通大臣が行う臨時航行検査を受けることも可能である。</p>
(削除)	<p>(C) 船級を取得する前に(登録検査受換中)、船級協会の検査員が乗船し、性能確認試験として行う試運転(法第19条の44第4項の規定は、船級船には適用されない。)又は予備試験として行うオーナートライアルをしようとするときは、国土交通大臣が行う臨時航行検査を受けなければならない。</p>
	<p>附則(平成22年国土交通省令第37号)</p>
2.0 (a)	<p>「同一の型式の原動機」とは、原動機取扱手引書において原動機製作者、原動機の型式番号、試験サイクル、定格出力、定格回転速度、窒素酸化物放出基準値及び原動機の窒素酸化物放出品値が同一である原動機をいう。</p>
	<p>附属書 [3] 窒素酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のための原動機に係る承認について</p>

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則関係検査心得

	改 正 案	現 行	備 考
	第2章の4 船舶からの排出ガスの放出規制		
	(硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における基準適合燃料油以外の燃料油の使用に係る承認の申請等)		
12-17-6-2.1 (a)	法第19条の21第5項の承認は、陸上における試験、研究又は調査(以下「試験等」という。)の成果により硫黄酸化物の放出による大気の汚染を防止する効果が見込まれ、かつ、試験等のために基準適合燃料油以外の燃料油を使用する合理的な理由のある場合に行うものとする。	(新設)	
(b)	(a)の承認に係る取扱いについては、附属書[1]によること。	(新設)	改正漏れ削除 検査規則心得から 移記
	第四章の二 船級協会等		
(A)	法第19条の46第2項に規定されおり、船級協会が海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性生物質放出防止措置手引書について検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶(以下「船級船」という。)は、当該船級を維持している間は、国土交通大臣が法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなさされている。	(新設)	したがって、無線電信等一部の事項についてはみなされない部分が違う船舶安全法と異なり、海洋汚染等防止法においては、船級船が船級を維持している間は、国土交通大臣が行う法定検査を受け、すべての事項について合格したものとみなされ

	<p>る。このため、船級船以外の船舶については、定期検査又は臨時航行検査の申請を行い、これに合格すると自動的に海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書が交付されるが、船舶については、検査申請の代わりに当該証書の交付申請が必要であることから、これに係る手續が検査規則に規定されている。</p>	
(B)	<p>船級協会の行う検査は、船級協会の「船級の登録及び検査に関する規程」により、登録検査(第1回定期検査に相当)、定期検査(第2回目以降の定期検査に相当)、中間検査及び臨時検査(以下「船級検査」という。)と定められており、法定検査である臨時航行検査が、船級協会では行われていない。これは、法第19条の46第2項の規定と異なるものであるが、そもそも船級制度は、一定の期間船級を維持することを前提として考えられているものであることから、短期間の臨時的な航行に供するための臨時航行検査とは若干異なることによるものと解される。しかし、必要であれば、短期間の船級を取得するために、登録検査を受けることは可能であり、この場合において、当該登録検査が臨時航行検査に相当するものと解される。</p> <p>したがって、内航非自航船を短期間国際航海に従事させる場合には、船舶所有者の判断により、船級協会の行う登録検査(海上試運転を伴わない登録検査に限る。例えば、当該内航非自航船舶が船舶安全法において、すでに船級協会の行う登録検査を受け、船級を維持している場合であつて新たに短期間国際航海に従事させる必要が生じ、海洋汚染等防止法において検査対象船舶に該当する場合は、登録検査の際に海上試運転が省略される。)を受けること、又は国土交通大臣が行う臨時航行検査を受けることも可能である。</p>	(新設)
(C)	船級を取得する前に登録検査受検中)、船級協会の検査員が	(新設)

改正案		現行	備考
第6章 有害液体物質排出防止設備 (有害液体物質排出防止設備)		第6章 有害液体物質排出防止設備 (有害液体物質排出防止設備)	
21.4 (a) (i) 嗝	21.4 (a) (i) (略)		
(ii) 次亜塩素酸カルシウム溶液濃度が 15 重量ペーセント以下のものに限る。)と酸化マグネシウム溶液 (iii)～(v)	(ii) 次亜塩素酸カルシウム溶液濃度が 15 重量ペーセント以下のものに限る。)	(iii)～(v)	改正反映漏れ
(vi) 硫酸、発煙硫酸、磨硫酸及び混酸(硝酸と硫酸又は硝煙硫酸との混合物に限る。)の相互の組合せ (vii)・(viii) (略)	(vi) 硫酸、発煙硫酸、磨硫酸及び混酸(硫酸と硫酸又は硝煙硫酸との混合物に限る。)の相互の組合せ (vii)・(viii) (略)		記載ミス